

# 居宅短期入所生活介護重要事項説明書

2024年8月1日現在

1事業所が提供するサービスについての相談窓口・担当者

電話 0439-87-5077

担当 生活相談員 山崎 洋子

介護支援専門員 多田 なつ美

2 望みの門ショートステイサービスの概要

(1)事業所

事業者名	望みの門ショートステイサービス
所在地	千葉県富津市富津617番地14
介護保険指定番号	居宅短期入所生活介護(千葉県1273100196)

(2)事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	－	運営管理	1名
医師	医師	－	1名	医療	1名
生活相談員	社会福祉主事	1名	－	相談	1名
栄養士	管理栄養士	1名	－	献立・調理管理	1名
	栄養士	－	－		
看護職員(正・准)	看護師	3名 (内1名兼務)	1名	健康管理	4名 (内1名兼務)
機能訓練指導員	看護師	兼務1名	－	機能訓練・機能維持	兼務1名
理学療法士	理学療法士	－	1名	機能訓練・機能維持	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	兼務1名	－	サービス計画	兼務1名
事務職員		1名	－	事務業務	1名
看護・介護職員	看護師	3名 (内1名兼務)	1名	看護業務	4名 (内1名兼務)
	介護福祉士	11名 (内1名兼務)	－	介護業務	11名 (内1名兼務)
	2級修了者	2名	2名	介護業務	4名
	その他	3名	－	介護業務	3名
調理員・その他		－	4名	調理その他	4名

<配置職員の職種>

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員 …利用者の日常生活上の介護及び健康保持の為の相談援助等を行います。

看護職員 …主に利用者の健康管理や療養上の支援、日常生活上の介護介助等も行います。

介護支援専門員…利用者に係わる施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

管理栄養士…栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

### (3)事業所の設備の概要

定員 10名

長期入所居室	従来型個室	10室	1室 12.25 m <sup>2</sup> 以上	医務室, 静養室	各1室
	4人部屋	10室	1室 34 m <sup>2</sup>	食堂兼リハビリ室	合計 261.6 m <sup>2</sup>
短期入所居室	従来型個室	2室	1室 12.25 m <sup>2</sup> 以上	浴室	一般浴室(各1)・特殊浴(1)
	2人部屋	4室	1室 21.55 m <sup>2</sup> 以上		

### 3 利用できる方(基準)

- ・身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方  
ただし、著しい精神障害および問題行動のため医療処遇が適当な方を除く
- ・居宅において適切な介護を受けることが困難な方
- ・入所基準に適合し、特に介護の必要があると認められた場合
- ・介護保険被保険者証をお持ちで「要介護1～要介護5」と認定されている方
- ・入院加療を要する病態でないこと。他利用者に伝染させる恐れがある伝染性疾患をしない方

### 4 サービス内容

- ① 食事(朝食 8:00～9:00、昼食 12:00～13:00、夕食 18:00～19:00)

※朝食 445 円、昼食 500 円、夕食 500 円 合計 1,445 円 1食ごとに徴収

- ② 入浴(利用する曜日により提供がない場合もあります)
- ③ 排泄支援
- ④ 機能訓練(機能維持、減退防止の機能訓練)
- ⑤ 生活相談(施設生活内での様々なことに対する対応)
- ⑥ 健康管理(看護師、介護員にて対応)
- ⑦ 特別な食事の提供・・・毎月第3水曜日(誕生会昼食時)
- ⑧ 所持品の保管(現金・装飾品・刃物類・電化製品以外)
- ⑨ レクリエーション
- ⑩ 洗濯 等

利用料金

1割負担 ①多床室(所得に応じて減額があります)

介護区分	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたりの利用料金
要介護度1	603円	1,445円	915円	2,963円
要介護度2	672円	1,445円	915円	3,032円
要介護度3	745円	1,445円	915円	3,105円
要介護度4	815円	1,445円	915円	3,175円
要介護度5	884円	1,445円	915円	3,244円

②従来型個室(所得に応じて減額があります)

介護区分	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたりの利用料金
要介護度1	603円	1,445円	1,231円	3,279円
要介護度2	672円	1,445円	1,231円	3,348円
要介護度3	745円	1,445円	1,231円	3,421円
要介護度4	815円	1,445円	1,231円	3,491円
要介護度5	884円	1,445円	1,231円	3,560円

2割負担 ①多床室

介護区分	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたりの利用料金
要介護度1	1,206円	1,445円	915円	3,566円
要介護度2	1,344円	1,445円	915円	3,704円
要介護度3	1,490円	1,445円	915円	3,850円
要介護度4	1,630円	1,445円	915円	3,990円
要介護度5	1,768円	1,445円	915円	4,128円

②従来型個室

介護区分	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたりの利用料金
要介護度1	1,206円	1,445円	1,231円	3,882円
要介護度2	1,344円	1,445円	1,231円	4,020円
要介護度3	1,490円	1,445円	1,231円	4,166円
要介護度4	1,630円	1,445円	1,231円	4,306円
要介護度5	1,768円	1,445円	1,231円	4,444円

3割負担 ①多床室

介護区分	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたりの利用料金
要介護度1	1,809円	1,445円	915円	4,169円
要介護度2	2,016円	1,445円	915円	4,376円
要介護度3	2,235円	1,445円	915円	4,595円
要介護度4	2,445円	1,445円	915円	4,805円
要介護度5	2,652円	1,445円	915円	5,012円

②従来型個室

介護区分	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたりの利用料金
要介護度1	1,809円	1,445円	1,231円	4,485円
要介護度2	2,016円	1,445円	1,231円	4,692円
要介護度3	2,235円	1,445円	1,231円	4,911円
要介護度4	2,445円	1,445円	1,231円	5,121円
要介護度5	2,652円	1,445円	1,231円	5,328円

**食費・居住費**

食費(所得に応じ割引があります)

1日合計(3食) 1,445円 下図参照

**居住費**

多床室(2人以上部屋)(所得に応じて減額があります) 1日あたり

915円下図参照

従来型個室

1日あたり

1,231円下図参照

	食費(日額)	居住費(日額)	居住費(日額)
	多床室・従来型個室	多床室	従来型個室
第1段階 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者	300円	0円	380円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	600円	430円	480円
第3段階① ・世帯全員が住民税非課税で上記に該当しない方(課税年金収入が80万円超120万円以下の方等)	1,000円	430円	880円
第3段階② ・世帯全員が住民税非課税で上記に該当しない方(課税年金収入が120万円超の方等)	1,300円	430円	880円
第4段階 ・世帯に住民税を課税されている方がいる場合	1,445円	915円	1,231円

**加算**

- ・送迎加算 184円/片道
- ・療養食加算 23円/1食
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/1日
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円/1日
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/1日
- ・介護職員等処遇改善加算 2024年6月1日～  
※処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を一本化  
詳細加算要件にて
- ・長期入所者への減算(連続利用30日超の場合) -30円/1日

《加算内容一覧表》

加算名	料金	要件
療養食加算	23円/1日	利用者の病状等に応じて、主治医より疾患治療の手段として発行された食事せんに基づいて食事の提供が管理栄養士又は、栄養士によって管理されていること。
送迎加算(片道)	184円/片道	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められ実施した場合加算となる。(居宅⇄事業所間)
緊急短期入所受入加算	90円/1日	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受ける事が必要と認められた者に対し、居宅サービス計画によって計画的に行う事となっていない指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし所定単位数に加算する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/1日	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士80% ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 上記に加え、サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/1日	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/1日	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	事業所内の経験・技能のある職員を充実 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上の配置していること
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	13.6%	総合的な職場環境改善による職員の定着促進 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	11.3%	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	9.0%	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)の1/2以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善(職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等

#### その他の料金

- ① お祝食食事代別途請求 毎月第3水曜日昼食時別途540円(ご家族1食1,000円)
- ② 理容費 1500円
- ③ クラブ活動費 1回50円
- ④ 入所以外送迎・遠足等外出※代理受診含 1,840円(片道)有料道路の場合は実費徴収致します。  
※医療機関への通院については、原則、身元引受人・連帯保証人の方で対応をお願い致します。
- ⑤ 薬等受取購入(代理) 1回500円
- ⑥ 口腔ケア代 1日20円
- ⑦ 個人持込電気器具代(テレビ) 1日50円
- ⑧ 物品購入代行 実費及び代行費用1回500円
- ⑨ その他 特別な行事は負担をお願いすることがあります。この場合は事前に確認致します。

#### (2)キャンセル料

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所前の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所前の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の50%

#### (3)利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合がございます。

- ・利用者~~が~~中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

#### (4)支払方法

短期入所利用の翌月10日以降に請求書発行し、担当者より連絡を致します。25日までに施設窓口にて現金でお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

ご担当介護支援専門員に相談後、介護支援専門員がお電話でお申し込みください。

面接、健康診断書結果を提出後、契約を締結いたします。ご利用の予約はご担当の居宅介護支援専門員を通じて2か月前から行えます。

※短期入所生活介護契約書の取り交わしの際は、代理人(身元引受人)及び連帯保証人の方の来荘をお願い致します。各自印鑑をご持参ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

・実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合その後の予約は無効となります。

#### ② 自動終了

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ③ その他

・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも拘らず30日以内に支払われない場合、又はお客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合はサービス利用計画を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。尚、この時は、契約終了後の予約は無効となります。

## 7 当事業所のサービスの特徴等

### (1) 運営方針

当法人の障害者および老人等、保護や援助を必要とされている方々への60年に渡る福祉活動の実践を基盤とし「利用者本位」を尊重して運営しています。

### (2) サービス利用のために

事項	備考
従業員への研修の実施	全体研修 年10回、個別研修 年1回以上
サービスマニュアル・作業要領の作成	作成
身体拘束	原則禁止

### (3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 …………… 面会簿にご記入ください。【面会時間】午前9時～午後5時
- ・外出、外泊 …………… ご家族の付き添いが必要です。事前の届け出が必要です。
- ・設備、器具の利用 …………… 一定の管理の範囲で自由です。
- ・金銭、貴重品の管理 …………… 居室には鍵のかかる保管場所はありません。原則自己責任において自由ですが、御相談下さい。
- ・所持品の持ち込み …………… 身の回り品に限らせていただきます。刃物類の持込禁止
- ・飲食物品の持ち込み …………… 食品等の持込は、事故防止のため、必ず職員に渡して下さい。  
賞味期限記載の物のみ持ち込み可能です  
(生もの※は期限が記載されていても5～10月までは不可)  
※加熱されていない魚、肉
- ・通院 …………… 原則、身元引受人又は連帯保証人の方でご対応下さい。
- ・写真 …………… 個人ファイル使用します。
- ・名札 …………… 居室入口前表札・入浴時に使用します。

## 8 入所について

- ①ご利用者の送迎を行います。施設送迎が困難な場合はご家族対応をお願いします。
- ②入退所の時間は原則として午前9時30分から午後5時までの間をお願いします。
- ③入所時に必要なもの
  - i 介護保険被保険者証・介護保険特定負担限度額認定証(食費・居住費減額)
  - ii 健康保険証・診察券・現在服用している薬
  - iii 衣類(利用日数に合わせた枚数をお願いします。)
  - iv 歯ブラシ・歯磨き粉 ※入れ歯の方は洗浄用のコップ、ポリドント他
- ④現金等は不要です。 ※全ての持ち物に、必ずお名前を入れてください。

### 健康管理

- ① 原則、看護職員が行いますが病状により通院治療が必要と判断した場合は、ご家族に連絡致しますので、病院受診をお願いします。通院はご家族でお願いいたします。
- ② 服薬は施設管理いたしますが、不足分はご家族が受診し服薬を施設まで届けてください。
- ③ ※①発熱・下痢・嘔吐等により利用継続が困難と判断した場合は退所となります。  
※①当施設は集団生活のため感染症予防対策を徹底しております。ご理解下さい。

### その他

- ① 利用にあたって緊急時の連絡先をお尋ねいたします。必ず繋がる番号をお願いします。
- ② 利用日の朝、体温測定をお願いします。また排便状況をお尋ねしますのでご確認願います。
- ③ 利用予約されていても当日の健康状況により利用をお断りする場合がございますのでご承知ください。
- ④ 入退所時に所持品チェックを致しますので指定の用紙に詳しくご記入をお願いいたします。

## 9 緊急時の対応等

利用者に容体の変化等があった場合は、看護職員が必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

## 10 災害・感染症対策

### ①災害時対策

- ・ 防災時の対応 …………… 地域の消防組織、警察組織等との日常的な連携
- ・ 防災設備 …………… 煙、熱感知器の設置 スプリンクラー消火栓の設置
- ・ 防災訓練 …………… 年間3回以上の訓練、定期的に職員へ周知徹底
- ・ 防火責任者 …………… 山崎 洋子

### ②感染症対策

- ・ 委員会の開催
- ・ 研修の実施(年2回以上)と感染症発生時のシミュレーションの実施

## 11 入所生活リスクについて

- ・ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による事故の恐れがあります。
  - ・ 当施設では、原則、身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性あります。
  - ・ 高齢者の骨はもろく、通常での対応で容易に骨折する恐れがあります。
  - ・ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
  - ・ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血ができやすい状態にあります。
  - ・ 高齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。  
誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
  - ・ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等で急変、急死される場合もあります。
  - ・ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設看護師の判断で緊急搬送を行うことがあります。  
・ 高齢者の体力は、減退し認知症は進行するため、著しい症状の変化を認めることもあります。
- ※当施設では、利用者が快適な入所生活を送れますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者に身体状況や病気により、上記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

## 12 サービス内容に関する相談・苦情

- ・ 事業所ご利用者相談・苦情窓口 担当窓口 電話 0439-87-5077
- ・ その他当施設以外に、市区町村の苦情・相談窓口等でも受付けています。
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 電話 043-254-7428

13 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし		

14 当法人の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ミッドナイト・ミッションのぞみ会

代表者・氏名： 理事長 木下 宣世

本部所在地： 千葉県富津市川名1436番地

電話番号： 0439-87-9381

介護保険事業所

- ・ 特別養護老人ホーム望みの門紫苑荘
- ・ 特別養護老人ホーム望みの門富士見の里
- ・ 望みの門ホームヘルプサービス
- ・ 望みの門在宅サービスセンター
- ・ 望みの門ショートステイサービス
- ・ 望みの門ショートステイサービス
- ・ 望みの門デイサービスセンター

年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会

居宅短期入所生活介護事業者

望みの門ショートステイサービス

印

所在地 千葉県富津市富津617番地の14

説明者 生活相談員 山崎 洋子 印

介護支援専門員 多田 なつ美 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。尚、事故報告等必要な場合には県・市・他事業所に個人の情報を提供することを承諾いたします。

利用者 住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印